入札説明書

１　契約担当部署
公益財団法人広島市産業振興センター工業技術センター技術振興室
〒７３０－００５２
広島市中区千田町三丁目８番２４号　広島市工業技術センター内　１階
電話　０８２－２４２－４１７０

２　調達内容
⑴　件名
工業技術センターパーソナルコンピュータの賃貸借
⑵　借入れの内容等
本契約により職員が業務に使用するパーソナルコンピュータを借り上げる。
詳細は、別紙「仕様書」のとおり
⑶　契約期間
契約締結の日から平成３６年３月３１日まで（長期継続契約）
⑷　賃貸借期間
平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日まで
⑸　予定価格（月額単価）
１１４，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
⑹　借入れ場所
広島市中区千田町三丁目８番２４号
広島市工業技術センター

３　入札方式
⑴　本件の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。
⑵　入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した最低入札価格提示者（落札候補者）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。
⑶　また、最低入札価格提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、次順位の入札価格提示者から順次、前記⑵と同様にして、その入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。
・入札参加資格を有していないと確認した場合
・無効な入札の場合

４　入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる入札参加資格をすべて満たしていること。
⑴　地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第２条の規定に該当しない者であること。
⑵　広島市競争入札参加資格「平成２９・３０・３１年　物品の売買，借入れ，修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約

の種類「物品の借入れ」の登録種目「２０－０１　コンピュータ機器・システム」に登録している者であること。

⑶　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

⑷　広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

⑸　入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

５　資格確認申請書等の書類の交付方法

公益財団法人広島市産業振興センターのホームページ（後記14⑼参照のこと。以下同じ。）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合には、次により交付する。

⑴　交付期間

入札公告の日から平成３１年２月６日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日。午前８時３０分から午後５時まで

⑵　交付場所

前記１に同じ。

６　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所

公益財団法人広島市産業振興センターのホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合には、前記１に同じ。

⑵　入札説明書、仕様書等の交付方法

公益財団法人広島市産業振興センターのホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合には、次により交付する。

ア　交付期間

前記５⑴に同じ。

イ　交付場所

前記１に同じ。

⑶　仕様書等に関する質問

ア　仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、公益財団法人広島市産業振興センターのホームページからダウンロードできる。

ただし、これにより難い場合は、前記１に同じ。

（ア）提出期間

入札公告の日から平成３１年１月３０日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日。午前８時３０分から午後５時まで

（イ）提出場所及び問い合わせ先

前記１に同じ。

（ウ）提出方法

郵送（配達証明書付書留郵便）又は持参とする。

イ　前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌営業日以降において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

（ア）閲覧期間

平成３１年１月３１日（木）から平成３１年２月７日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日。午前８時３０分から午後５時まで

（イ）閲覧場所

前記１に同じ。

7　入札の方法

⑴　入札金額は、月額単価を記載すること。

⑵　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

8　入札書等の提出方法

⑴　入札書

入札書は、公益財団法人広島市産業振興センター所定の様式（公益財団法人広島市産業振興センターのホームページに掲載）のものを使用し、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形３号又は長形４号（ＪＩＳ規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「平成３１年２月８日開札、「工業技術センターパーソナルコンピュータの賃貸借に係る入札書」在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

⑵　委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の広島市への届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記⑴の封筒に同封すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

○○市○○町○番○号
○○○○株式会社
代表取締役　○○　○○
上記代理人　○○　○○　印

なお、委任状は、公益財団法人広島市産業振興センター所定の様式（公益財団法人広島市産業振興センターのホームページに掲載）を使用して作成すること。

⑶　入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう、積算し、封筒に入れて入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「平成３１年２月８日開札、「工業技術センターパーソナルコンピュータの賃貸借に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）したうえで、入札書と同時に提出すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。作成方法は「入札金額内訳書作成手引（物品のリース）」による（公益財団法人広

島市産業振興センターのホームページに掲載)。入札金額内訳書は、公益財団法人広島市産業振興センター所定の様式（公益財団法人広島市産業振興センターのホームページに掲載）を使用して作成すること。

⑷　入札書等の提出方法等

ア　入札書等の提出方法

入札書等（前記⑴、⑵、⑶に掲げる書類をいう。以下同じ。）の持参。なお、郵送、電送その他の方法は認めない。

イ　入札書等の提出期限

平成３１年２月７日（木）の午後３時まで

ウ　提出先

前記１に同じ

⑸　その他

入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

9　開札等

⑴　開札の日時及び場所

ア　日時　平成３１年２月８日（金）午前１１時００分

イ　場所　広島市西区草津新町一丁目２１番３５号
広島ミクシス・ビル２階
公益財団法人広島市産業振興センター　会議室

⑵　開札

ア　入札参加者は、必ず開札に立ち会うこと。(立ち会うことができる者は、１名とする。)

イ　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

ウ　落札候補者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、開札後直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

10　資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、次により、資格確認申請書等を持参により提出するものとする。

なお、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。

⑴　提出先

前記１に同じ。

⑵　提出部数

提出部数は、１部とする。なお、提出された資格確認申請書等は返却しない。

⑶　提出期限

平成３１年２月８日（金）の午後５時まで。

ただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

⑷　その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

11　一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記 10 により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、公益財団法人広島市産業振興センターから資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。なお、開札日時以後、落札決定までの間に前記４(2)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

12　落札者の決定

⑴　前記 11 により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

⑵　落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

13　本件業務の履行に当たって

⑴　本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに規則等の諸規定及び公益財団法人広島市産業振興センター賃貸借契約約款（長期継続契約用）等の規定を遵守しなければならない。

⑵　広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第１項から第５項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ア　公益財団法人広島市産業振興センター発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第１条の２第３号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ　公益財団法人広島市産業振興センター発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理人若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、指名停止措置を行うことがある。

⑶　本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第６項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに公益財団法人広島市産業振興センターに報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

14　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金

免除する。

⑶　入札回数は、１回限りとし、この結果、落札者（落札候補者）がない場合は、入札を打ち切る。

⑷　契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに月額単価に１２か月を乗じて得た額（以下「年額相当額」という。）の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に公益財団法人広島市産業振興センターを被保険者とする履行保証保険を締結して、前記１に提出したとき。この場合において、履行保証保険が当初２か年度の履行期間（契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む。）までをその保険期間とするものであるときは、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して７日前の日（当日が休日の場合は、休日でない前日）までに、残余年度の履行期間について、これを保険期間（２年度を上限とする。）とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該７日前の日までに年額相当額の１００分の１０以上の契約保証金を納付することの誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。その後の残余年度の履行保証保険についても、同様とする。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ　契約保証金免除申請書（公益財団法人広島市産業振興センターホームページからダウンロードできる。）を前記１に提出したとき。なお、契約保証金免除申請書の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

（ア）　契約を締結しようとする日から過去２年間に国又は地方公共団体若しくは広島市関係団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

（イ）　広島市税について滞納がないこと。

（ウ）　消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（公益財団法人広島市産業振興センターホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請書の承認には、公益財団法人広島市産業振興センターによる審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、公益財団法人広島市産業振興センターにおいて上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記１に申請すること。

⑸　契約書等の作成

ア　落札者は、落札決定した日から５日以内の日（最終日が土曜日、日曜日又は祝日（振替休日を含む。）にあたるときは、最終日後において、最終日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日（振替休日を含む。）でない日）に、契約書を取り交わすものとする。

イ　落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格が取り消されることがある。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（月額単価に１２か月を乗じて得た金額の１００分の５）を支払うものとする。

ウ　契約書は２通作成し、公益財団法人広島市産業振興センター及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各１通を保有する。

エ　契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は公益財団法人広島市産業振興センターが交付する。

⑹　入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を

延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、公益財団法人広島市産業振興センターは一切の負担を負わないものとする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、公益財団法人広島市産業振興センターのホームページ(http://www.ipc.city.hiroshima.jp/)のトップページの「一般競争入札情報」に掲載するので入札前に確認すること。

⑺　入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア　本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ　資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　入札金額を訂正したもの

エ　前記２⑸の予定価格を上回る額の入札

オ　その他規則第８条各号のいずれかに該当する入札

⑻　本件公告に示した契約は、長期継続契約である。次年度以降の公益財団法人広島市産業振興センターの収支予算が減額・削減された場合は、契約の変更・解除を行うことがある。また、公益財団法人広島市産業振興センターは、当該契約の変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

⑼　この入札に関係する資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、公益財団法人広島市産業振興センターのホームページ(http://www.ipc.city.hiroshima.jp/)に掲載する。

入札関係資料等	掲載場所
1　入札公告 2　入札説明書 3　賃貸借契約書（案）及び賃貸借契約約款 4　仕様書 5　仕様書等に関する質問書様式 6　入札書様式 7　委任状様式 8　入札参加資格確認申請書様式 9　入札金額内訳書様式 10　入札金額内訳書作成手引（物品のリース）	公益財団法人広島市産業振興センターホームページの「一般競争入札情報」画面の各案件別の入札情報からダウンロードすること。
・契約履行実績による契約保証金の納付の免除について（物品リース） ・契約保証金免除申請書（賃貸借）	公益財団法人広島市産業振興センターホームページの「一般競争入札情報」画面の共通様式からダウンロードすること。